

公告第 83 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 6 年 5 月 10 日

郡山市長 品川 万里

第 1 業務概要

- 1 業務名 都市計画道路 東部幹線（桜木工区）支援業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 17 日まで
- 4 提案上限金額 ￥16,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※提案上限金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
※提案上限金額を超えた提案は失格とする。

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成 13 年 4 月 24 日制定)及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成 20 年 12 月 1 日制定)並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱(平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。)に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- 3 会社更生法(平成 14 年法律第 154 条)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例(平成 24 年郡山市条例第 46 条) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であり、かつ、登録業種が土木設計であること。
- 6 過去 5 年間(令和元年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間)に、国又は地方公共団体が発注した業務において、都市計画道路に関する調査、計画及び設計等に関する CM 業務や類似のマネジメント業務の実績があること。

7 次のいずれかの資格を有する技術者（プレゼンテーション説明者）の配置が可能であり、配置予定の技術者は全て、本業務完了まで責任を持って確実に従事できる者とする。

- (1) 技術士（総合技術管理部門 建設一都市及び地方計画、道路の選択科目に限る。）の資格を有し、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による登録を行った者
- (2) 技術士（建設部門 都市及び地方計画、道路の選択科目に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行った者
- (3) R C C M（専門技術部門 道路、都市計画及び地方計画の選択科目に限る。）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けた者
- (4) 国土交通省認定技術管理者（技術士部門と同様の部門に限る。）

第 3 都市計画道路 東部幹線（桜木工区）支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び様式等の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/list87-226.html>

第 4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 郡山市役所本庁舎 4 階

郡山市建設部道路建設課環状道路係

電話 024-924-2291

メールアドレス dourokensetsu@city.koriyama.lg.jp

第 5 参加申込書の提出

- 1 提出期限 令和 6 年 6 月 14 日（金）午後 5 時 15 分（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎 4 階 郡山市建設部道路建設課
- 3 提出方法 持参又は郵送による。

※郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。持参の場合には、郡山市の休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの受付とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

第 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第 7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 都市計画道路 東部幹線（桜木工区）支援業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱（令和 6 年 5 月 9 日制定）に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結

果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

なお、提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、本市が求める目的に沿ったものであると判断した場合には、その者との契約に何ら支障が無いものとする。

- 2 審査結果については、電子メールにより通知するほか、郡山市ウェブサイトにも、次の内容を公表するものとする。

なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。

- (1) 事業者名
- (2) 契約候補者名及び次順位者名
- (3) 各参加者の評価点
- (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山規則第49号）による。
- 4 契約書は郡山市が作成するものとする。
- 5 支払いについては、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 企画提案書に含まれる著作物の著作権は提案参加書に帰属することとするが、発注者は、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則及び実施要領による。